

(様式第2号)

団体概要書


団体の名称	特定非営利活動法人 京終
団体所在地	奈良市南京終町 4-376-1
活動の開始年月	2017年 12月
法人格	あり・申請中・なし (該当するものに○印をつけてください)
認証・許可年月日	平成29年 11月 28日 所轄：奈良県
活動分野 (主なものを3つ程度までに○をつけて下さい)	1. 保健・医療 2. 福祉 3. 社会教育 4. まちづくり 5. 観光の振興 6. 農山漁村の振興 7. 中山間地域の振興 8. 学術 9. 文化・芸術 10. スポーツ 11. 環境の保全 12. 動物愛護 13. 災害救援 14. 地域安全 活動 15. 人権・平和 16. 国際協力・交流 17. 男女共同参画 18. 子 どもの健全育成 19. 子育て支援 20. 情報化社会の発展 21. 科学技術 22. 経済活動の活性化 23. 職業能力・雇用機会 24. 消費者の保護 25. 団 体の連携・支援 26. その他 ()
主な活動対象地域	JR 京終駅周辺地域
現在の活動内容	当法人は京終駅をシンボルとして様々な取組をしております。 ・京終駅舎および広場等の運営管理 ・京終観光案内所としての観光補助業務 ・駅舎カフェハテナミドリの運営 (11時-17時 水曜休) ・KYOBATE THINKING と題したまちづくりの取組 ・その他音楽イベントやワークショップ、また地域の情報発信の実施 個人会員数 約 20 人 ; 団体会員 0 団体 ; 専従職員 0 人
これまでの活動実績 (行政や企業、他団体との協働事業実績を含む)	京終周辺地域のまちづくり ・JR 京終駅内 ハテナミドリの運営 ・KYOBATE THINKING と題したまちづくりの取組 (2 日間の商店街・結び音・実験店 舗プロジェクト) ・京終駅前イルミネーション ・京終こども祭り 等々 ※ならまち、きたまちのまちづくり団体とともにまちづくり構想に携わったり、全国町並 みゼミの一員をしたりと他団体とも協働して活動しています
寄附者へのPR (寄附を活用して 取り組みたい活動内容)	当法人は、京終周辺地区に特化した NPO 法人です。京終周辺地区の未来を見据 えた「まちづくり」「ひとづくり」「歴史・文化継承」を軸に活動を進めてお ります。次の子ども達の世代に向けて、この地域を大切に想ってくださる人が 少しでも増え、一緒に発展していきたいと思っています。 いただいた寄附金は、京終駅前を温かい光で灯すイルミネーションの費用およ び、令和 6 年から進めて行こうと考えている「寺子屋京終」に活用できればと 考えています。イルミネーションは地域の人達がとても喜んでおられたので すが、本物のもみの木 (駅前広場で5メートル) が暑さで葉が落ちだし、枯れる に至っています。その対応にあてたいと思っています。また寺子屋京終では小 学生を対象に奈良京終から真の国際人を育てていこうとする生きた英語教育 (カルチャー含む) 英語 4 技能を取り入れたカリキュラム、特に発音「スピー キング」「ヒアリング」を重視したプログラムをネイティブ講師とともに進め ていく子供教育事業です。会話だけでなくカルチャー含むグローバルコミュニ ケーションを楽しく学ぶ機会を提供したいと考えています。

(様式第3号)

令和 5年 11月 08日現在

団 体 役 員 名 簿

団体名： 特定非営利活動法人京終

役 職 名	氏 名	住 所
理事長	萩原敏明	
副理事長	岡井大祐	
理事	藤岡俊平	
監事	和田英雄	

(注) この用紙に記載された情報をPDF化して基金のホームページ上に掲載する際には、個人情報保護の観点から、住所欄にマスキング処理を施します。

特定非営利活動法人 京終 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 京終という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を奈良県奈良市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、奈良県奈良市京終及び京終周辺地区に縁のある歴史・文化・伝統及び歴史的な建築物や町並み等を歴史的資産と位置づけ、これを生かした「ひとづくり・まちづくり」のための事業等を行い、京終周辺地区にある歴史的資産を次代に残していくことに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 観光の振興を図る活動
- (5) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (7) 環境の保全を図る活動
- (8) 災害救援活動
- (9) 地域安全活動
- (10) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (11) 国際協力の活動
- (12) 子どもの健全育成を図る活動
- (13) 情報化社会の発展を図る活動
- (14) 経済活動の活性化を図る活動
- (15) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動



(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 京終及び京終周辺地域の地域活性化事業
- ② 京終及び京終周辺地域の各種イベント等の開催ならびに支援事業
- ③ 京終及び京終周辺地域に縁のある歴史文化伝統建物等の調査ならびに歴史的資産継承支援事業

(2) その他の事業

- ① 飲食店営業事業
- ② 一般小売販売事業
- ③ 菓子製造販売事業
- ④ 不動産事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体
- (3) 学生会員 この法人の事業を賛助するために入会した学生

(入会)

第7条 会員の入会については、以下に定める条件を備えなければならない。

(1) 満18才以上のもの

2 会員として入会しようとするものは、理事会が別に定める入会申込書を理事会に申し込むものとし、理事会は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事会は前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会で定める入会金と会費を納入しなければならない。



(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 この法人を退会しようとする会員は、理事会が別に定める退会届を理事会に提出することにより任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上5人以内
- (2) 監事 1人以上2人以内

2 理事のうち、1人を理事長、1人以上2人以内を副理事長、1人を専務理事とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、理事会において選任する。

2 理事長、副理事長、専務理事は、理事の互選により選任する。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、この法人の理事または職員を兼ねることができない。

(職務)



第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

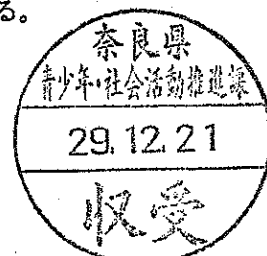
(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。



3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。



(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面もしくは電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面もしくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名もしくは記名、押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面もしくは電磁的方法により同意の意思表示を



たことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (4) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (5) 入会金及び会費の額
- (6) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (7) 事務局の組織及び運営
- (8) その他運営に関する重要事項
- (9) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14



以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長又は理事長が指名したものがこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面もしくは電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名もしくは記名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計



(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

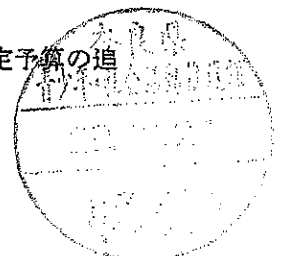
(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追



加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年8月1日に始まり翌年7月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)



第51条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散時の総会において議決した者に譲渡するものとする。

（合併）

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

（公告の方法）

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 提出金品の不返還

（提出金品の不返還）

第54条 既納の入会金、会費及びその他の提出金品は、返還しない。

第11章 雑則

（細則）

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	萩原敏明
副理事長	岡井大祐
専務理事	藤岡俊平
監事	和田英雄

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成30年10月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。



5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から平成30年7月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 正会員 入会金 2,000 円 年会費 3,000 円
- (2) 賛助会員（個人） 入会金なし 年会費 1口 5,000 円 1口以上
- (3) 賛助会員（団体） 入会金なし 年会費 1口 10,000 円 1口以上
- (4) 学生会員 入会金なし 年会費 1,000 円

7 この法人の設立当初の主たる事務所は、奈良市南京終町四丁目376番地の1に置く。



令和4年度 事業報告書

令和4年8月1日 から 令和5年7月31日まで

特定非営利活動法人 京終

1 事業の成果

令和4事業年度は、京終及び京終周辺地域の地域活性化事業の実施として、京終駅及び周辺地区の現状を地域の皆様とともに考え、将来の周辺ビジョンを共有できるまちづくりの取組についての「KYOBATE THINKING」を引き続き行い、京終駅および駅前広場の活用として京終観光案内所を兼ねたハテノミドリを運営した。京終駅舎を中心として地域を復活させる構想に一石を投じた。ただ、コロナの影響を受け、取組の一部が中止延期をすることになった。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施 日時	実施 場所	従事者 の人数	受益対象者 の範囲及び 人数	支出額 (千円)
京終及び京終周辺地 域の地域活性化事業	京終周辺地区の調査探求を行 い、京終を考える機会と、地 域の将来ビジョンを共有する 事業を実施した。(KYOB ATE THINKING)	2019年 10月4日 -現在	京終駅舎 及び駅前 広場	0人	0	0
	京終駅観光案内所の運営 (ハテノミドリの運営) 京終観光案内所を兼ねた広報 活動、開発商品及び京終周辺 地域特産の飲食及び物販	2019年8 月1日- 現在	京終駅舎 及び駅前 広場	7人	日に10組-40組	10390
京終及び京終周辺地 域の各種イベント等 の開催ならびに支援 事業	イベント等の開催を通して、 ひとつづくりを兼ねた支援事業 (京終こども祭り)	-	京終駅舎 及び駅前 広場	0人	0	0

京終及び京終周辺地域に縁のある歴史文化伝統建物等の調査ならびに歴史的資産継承支援事業	京終周辺地域の歴史的資産を後世にしっかりと引き継げるための調査及び支援事業	本年度は実施せず				0
--	---------------------------------------	----------	--	--	--	---

(2) その他の事業

定款の事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	支出額(千円)
飲食店営業事業	一般飲食物の営業販売	本年度は実施せず			0
一般小売販売事業	一般商品物品販売	本年度は実施せず			0
菓子製造販売事業	菓子類、パン等の販売	本年度は実施せず			0
不動産事業	京終商店街を復活させるための不動産取得および賃貸	本年度は実施せず			0

令和4年度 活動計算書
令和4年8月1日から令和5年7月31日まで

特定非営利活動法人 京終
(単位：円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取入会金	0	
正会員受取会費	9,000	
賛助会員受取会費	0	
学生会員受取会費	0	
.....		9,000
2. 受取寄附金		
受取寄附金	52,000	
施設等受入評価益	0	
.....		52,000
3. 受取助成金等		
奈良県産業振興センター助成金(実験店舗)	0	
奈良県観光振興他 助成金(まちづくり)	0	0
4. 事業収益		
公益事業収益(結び音)		
京終観光案内所 ハテナミドリ	5,900,182	
奈良市委託費	2,059,200	
.....		7,959,382
5. その他収益		
公益目的事業協賛金収入(イルミネーション)	250,000	
公益目的事業収入(イルミネーション)	139,023	
.....		389,023
経常収益計		8,409,405
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	4,986,289	
法定福利費	108,294	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
.....		
人件費計	5,094,583	
(2) その他経費		
京終観光案内所 仕入	2,278,444	
公益事業事業費(イルミネーション)	715,000	
公益事業事業費(まちづくり)	0	
通信費	38,206	
水道光熱費	647,524	
広告宣伝費	88,000	
保険料	181,220	
支払手数料	66,000	
保守費用	114,400	
消耗品費	627,601	
賃借料	260,000	
減価償却費	38,053	
雑費	245,223	
.....		
その他経費計	5,299,671	
事業費計		10,394,254
2. 管理費		
(1) 人件費	0	
役員報酬	0	
給料手当	0	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
.....		

人件費計		0	
(2) その他経費			
開業費			
会議費			
諸会費	12,000		
租税公課	0		
旅費交通費	44,253		
通信費	0		
消耗品費	0		
雑費	0		
減価償却費			
支払利息			
.....			
その他経費計	56,253		
管理費計		56,253	
経常費用計			10,450,507
当期経常増減額			-2,041,102
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益			
受取利息	9		
雑収入(奈良県地域貢献サポート基金)	190,000		
雑収入(奈良県経営力向上補助金)	433,000		
雑収入	0	623,009	
経常外収益計			623,009
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			
支払利息	76,453		
.....			
経常外費用計			76,453
税引前当期正味財産増減額			-1,494,546
法人税、住民税及び事業税			71,000
当期正味財産増減額			-1,565,546
前期繰越正味財産額			-4,407,607
次期繰越正味財産額			-5,973,153

※ 今年度はその他の事業を実施していません。

(注) 重要性が高いと判断される用途等が制約された寄附金等(対象事業等が定められた補助金等を含む)を受け入れた場合は、「一般正味財産増減の部」と「指定正味財産増減の部」に区分して表示することが望ましい。表示例は以下のとおり。

(一般正味財産増減の部)

I 経常収益

1. 受取寄附金

受取寄附金振替額

0

II 経常費用

2. 事業費

援助用消耗品費

0

(指定正味財産増減の部)

受取寄附金

0

一般正味財産への振替額

0

令和4年度 貸借対照表
令和5年7月31日現在

特定非営利活動法人 京終
(単位：円)

科目	金額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金			
手元現金	383,370		
普通預金	298,623		
商品	60,000		
未収金	15,000		
売掛金	0		
流動資産合計		756,993	
2. 固定資産			
(1) 有形固定資産			
什器備品	38,054		
.....			
有形固定資産計	38,054		
(2) 無形固定資産			
ソフトウェア	0		
.....			
無形固定資産計	0		
(3) 投資その他の資産			
敷金	0		
.....			
投資その他の資産計	0		
固定資産合計		38,054	
資産合計			795,047
II 負債の部			
1. 流動負債			
預り金			
前受金	343,200		
短期借入金	3,400,000		
流動負債合計		3,743,200	
2. 固定負債			
長期借入金	3,025,000		
退職給付引当金	0		
.....			
固定負債合計		3,025,000	
負債合計			6,768,200
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産		-4,407,607	
当期正味財産増減額		-1,565,546	
正味財産合計			-5,973,153
負債及び正味財産合計			795,047

(注) 重要性が高いと判断される用途等が制約された寄附金等（対象事業等が定められた補助金等を含む）を受け入れた場合は、「III 正味財産の部」を「指定正味財産」と「一般正味財産」に区分して表示することが望ましい。表示例は以下のとおり。

I 資産の部	
1 流動資産	
.....	
II 負債の部	
.....	
III 正味財産の部	
1 指定正味財産	
指定正味財産合計	0
2 一般正味財産	
一般正味財産合計	0

様式例・記載例（法第28条第1項「前事業年度の財産目録」）

令和4年度 財産目録
令和5年7月31日現在

特定非営利活動法人 京終
(単位：円)

科目	金額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金			
手元現金	383,370		
普通預金	298,623		
商品	60,000		
.....			
未収金			
事業未収金	15,000		
事業売掛金	0		
流動資産合計		756,993	
2. 固定資産			
(1) 有形固定資産			
什器備品	38,054		
.....			
有形固定資産計	38,054		
(2) 無形固定資産			
ソフトウェア	0		
.....			
無形固定資産計	0		
(3) 投資その他の資産			
敷金	0		
.....			
投資その他の資産計	0		
固定資産合計		38,054	
資産合計			795,047
II 負債の部			
1. 流動負債			
前受金	343,200		
.....			
預り金			
.....			
短期借入金	3,400,000		
流動負債合計		3,743,200	
2. 固定負債			
長期借入金			
政策金融公庫	3,025,000		
.....			
.....			
固定負債合計		3,025,000	
負債合計			6,768,200
正味財産			-5,973,153